

## 第 76 回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和 4 年 3 月 15 日（火） 9 時 30 分から 10 時 30 分
- 2 開催場所 久賀公民館 2 階 大会議室

3 出席農業委員 (14 人)

- |      |    |         |
|------|----|---------|
| 1 番  | 川地 | 守       |
| 2 番  | 宮城 | 恵子      |
| 3 番  | 瀬川 | 一郎      |
| 4 番  | 小柳 | 貴史      |
| 5 番  | 沖村 | 和哉      |
| 6 番  | 星出 | 栄一      |
| 7 番  | 中原 | 賢       |
| 8 番  | 大谷 | 正樹      |
| 9 番  | 宮本 | 平       |
| 10 番 | 田中 | 豊文      |
| 11 番 | 角井 | 雅之      |
| 12 番 | 袴田 | 光夫      |
| 13 番 | 安本 | 貞敏      |
| 14 番 | 廣岡 | 隆義 (会長) |

4 欠席農業委員 (0 人)

5 出席要請農地利用最適化推進委員 (0 人)

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0 人)

## 7 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

議 案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

協 議 会 1 住宅に付属した農地の指定について

審 査 会 1 農振法に基づく農地利用計画変更(随時変更)について

審 査 会 2 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

報告事項 1 公共工事の施行に伴う農地転用通知について

報告事項 2 農地現況証明による現況証明について

そ の 他 緒連絡

## 8 農業委員会事務局職員

事務局長 行田 一生

書記 市川 貴志

書記 泉口 洗平

事務局長 定数に達しましたので、只今より第76回周防大島町農業委員会総会を開会いたします。最初に廣岡会長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 みなさんおはようございます。本日の附議事項は、議案2件、協議会1件、審査会3件、報告事項3件、その他諸連絡となっております。慎重審議のうえ、決定をいただくようお願い申し上げます。それでは、本日の出席者についてご報告いたします。在任する農業委員総数は14名、本日の出席委員14名、欠席委員0名、本日出席要請をした農地利用最適化推進委員は0名であります。よって、農業委員は過半数の出席ですので、周防大島町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名いたします。本日の議事録署名人は、農業委員4番小柳委員と、5番沖村委員によりお願いいたします。それでは、議事に入る前に事務局より議案の訂正について説明があります。

事務局 失礼いたします。日程1、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.1について、3月6日に申請人が死亡したことにより、本許可申請を取り下げる旨の申出を代理人である行政書士より受けております。本総会では審議をおこなわず、議案第1号No.2よりご審議いただきますようお願いいたします。次に、審査会、農振法に基づく農地利用計画変更（随時変更）No.2について、こちらは無断転用案件となりますが、議案書のその他参考の部分に記載が抜けておりました。また、担当委員さんの総会議席番号に誤りがございましたので修正しております。大変失礼いたしました。変更の議事日程と議案書については本日お配りしております。議案の訂正は以上です。

議長 それでは議事に入ります。日程1、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.2、申請人、譲受人、周防大島町久賀●●●●、譲渡人、山口県岩国市●●●●、山口県柳井市●●●●、申請地、大字久賀、字殿河内、地番●●●●、地目畑、現況畑、面積118㎡、他3筆、合計面積は1,090㎡。契約の内容は売買による所有権の移転、経営面積は現在5,772㎡、取得後6,862㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、5ページから9ページをご覧ください。本事案については、自宅に隣接する農地を買い受け、営農を拡大したいとする譲受人の要望に対し、譲渡人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。

次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の下限面積要件ですが、本町の下限面積30aを超えて耕作するため問題はないと考えます。次に第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第7号の地域調和要件ですが、周辺農地と同様に柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の4番小柳委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

4番 譲受人よりお話を伺ってきました。もともと家に隣接している●●●●番地の宅地があるのですが、ここが空き家になっていて、その周りも少し荒れている状況で、草刈り等の管理はもともと譲受人がやっていたような状態でした。今回は購入されるということで、いくつかまとめて購入されるようです。畑に関しては、もともとは荒れている状況でしたが、重機を入れて整地をしたりして綺麗になり始めているので、管理は適切にされると思います。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、日程2、協議会1、住宅に付属する農地の指定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、協議会1、住宅に付属する農地の指定について、No.1、申請人、山口県下関市●●●●、申請地、大字伊保田、字東浜、地番●●●●、地目畑、現況畑、面積168㎡、他一筆、合計面積は1,006㎡、遊休化の状況は一部、付属する空き家の所在等について、所有者●●●●、大字伊保田、字東浜、地番●●●●、続いて、住宅に付属する農地の指定に係る適用条件について、ご説明いたします。資料は10ページから12ページをご覧ください。まず、第1号ですが、申請地は一部が遊休状態であり、今後も所有者又は相続人に

よる維持管理や作物等の栽培がおこなわれる見込みがないと判断される農地です。次に第2号ですが、申請地は住宅の南隣りに隣接した土地および南東に100mの位置にある土地で、同じ大字伊保田地内にあることを確認しております。次に第3号ですが、登記事項証明書より住宅及び、その敷地の所有者が同一であることを確認しております。次に第4号ですが、農地指定後は早々に農地法3条申請を行い、その際に3年以上耕作する旨の誓約書を提出する意向を受任者から確認しております。次に第5号ですが、申請地は役場油田出張所から南東に529mの位置にある、住宅地に介在する農地法施行規則第45条第2条に該当する第2種農地に該当いたします。また、現在までに公共投資の対象となっておらず、日本型直接支払交付金の交付対象農用地でもなく、利用権や地上権などの権利の設定がないことを農地台帳や登記事項証明書から確認しております。以上のことから取扱基準第4条に掲げる適用条件はすべて満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の5番沖村委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

5番 この議案をいただいて、7日に現地を確認しました。現地のほうは、家の隣にある畑と、●●●●の下側にある畑の2か所ありまして、現在は草が生えている状態で、少し手を入れれば畑として使えるという状況でした。所有者と確認しようと思ったのですが、下関在住で、直接お会いすることがかたがたできませんでしたので、電話にて聞き取り調査しました。電話したところ、本人は●●歳ということで、耳が不自由のため聞き取りにくいとのことで、娘さんに対応していただきました。状況を聞きますと、コロナで最近は大島に帰っていないが、それまでは家の管理と畑の管理で年に数回帰られていたということです。その後コロナということで、移動がなかなか難しいので大島へは帰られないということでした。家のほうについては、今すぐにでも住めるように電気や水道といったものをそのまま置いておきますということで入居は可能です。どちらにしろ、家のほうもこのまま置いておけばどんどん痛むということで処分したいという意向でした。そのため買い手の方を探していたところ、近くの方が買ってほしいよという話になっているようです。そして次の日、たまたま私がイノシシの罾を見て回っていたら買い手の方とお会いしたのでちょっと聞いてみたら、賃貸住宅へ現在住んでおまして、子供が大きくなってきたため、住むところを探していたところ今回の話があったので、ぜひにという話になっているようです。今後はそこをしっかりと管理をしていきたいという意向のようでした。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので、採決をいたします。本件を住宅に付属する農地として指定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本件は、指定することに決定をいたします。続いて、日程3、審査会1、農振法に基づく農用地利用計画変更(随時変更)について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、審査会、農振法に基づく農用地利用計画変更(随時変更)についてNo. 1、所有者、周防大島町久賀●●●●、事業主体、山口県岩国市株式会社●●●●、申出地、大字久賀、字東鳶ノ巣、地番●●●●、地目畑、現況畑、面積2,262㎡、他一筆、合計面積は2,272㎡、変更区分は除外、事業計画は森林整備です。それでは、申請の経緯及び変更の基準についてご説明いたします。対象の農地区分は、役場久賀総合支所から東に約1.6kmに位置する、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第2種農地その他の農地に該当いたします。申出者は町外に住所を有する株式会社で、●●●●の関連企業であります。山林化した申出地を譲り受け、現在繁茂している竹についてはチップ化した後たい肥にし、その後クヌギやコナラを植林し山林として管理する計画であります。変更基準ですが、まず、対象の農地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の農地をもってかえることが困難であるか、代替性がないかどうかについてですが、所有者は高齢であり耕作をやめてから30年以上たっているため、山林として適正な管理をすることを目的に申出地を譲渡しようとするものです。事業計画や土地利用計画から確実に事業を実施する見込みがあり、木の状況等分布図を鑑みて他に代替地はないと考えられます。次に対象の農地の用途区分を変更することで農用地の集団化や作業効率、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、申請地は北側を私道に接した二辺非農地となっており、土地利用計画図からも集団農地の縁辺部に位置しているため、農地の集団化や作業効率、農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。次に、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないかについてですが認定農業者等による農用地の利用の集積はなく、支障はないと考えられます。次に農用地区域内の農業用排水路や農業用道路等の土地改良施設利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、水路や道路等の加工はしないため、支障はないと考えられます。次に農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であるかについてですが、当該農地は、過去に公共投資の対象になっていません。以上のことから、農業振興地域の整備に

関する法律第13条第2項各号に基づく、計画の変更に必要な要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の4番小柳委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

4番 現地を確認してきましたが、すでに山林という状態で、畑としてはもう使えないかなという状態です。そこを管理してもらえるのなら、そのほうが良いのかなと思います。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので、採決をいたします。本計画を変更することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本計画の変更は、適当である旨の回答をすることに決定いたします。続いて、No.2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、審査会、農振法に基づく農用地利用計画変更(随時変更)についてNo.2、所有者、周防大島町久賀●●●●、事業主体、周防大島町久賀●●●●、申出地、大字久賀、字上勘田西、地番●●●●、地目畑、現況畑、面積50㎡、他一筆、合計面積310㎡、変更区分は除外、事業計画は倉庫敷地、資材置場、その他参考として、無断転用案件となります。それでは、申請の経緯及び変更の基準についてご説明いたします。対象の農地区分は、役場久賀総合支所から南に687kmに位置する、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第2種農地その他の農地に該当いたします。申出者は町内に住所を有する建設業を営む個人で、業務のための倉庫敷地および資材置き場、作業場として活用する計画であります。なお、本事案はすでに前述の目的で活用されている違反転用となります。変更基準ですが、まず、対象の農地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の農地をもってかえることが困難であるか、代替性がないかどうかについてですが、所有者は町内に在住している個人で、34年前より倉庫敷地および資材置き場、作業場として使用されており、今後も同様に活用しようとするものです。事業計画や土地利用計画から、確実に事業を実施する見込みがあり、他に代替地はないと考えられます。次に対象の農地の用途区分を変更することで農

用地の集団化や作業効率、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、申請地は東側を町道道に接した二辺非農地となっており、土地利用計画図からも集団農地の縁辺部に位置しているため、農地の集団化や作業効率、農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。次に、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、認定農業者等による農用地の利用の集積はなく、支障はないと考えられます。次に農用地区域内の農業用排水路や農業用道路等の土地改良施設利用に支障を及ぼすおそれがないかについてですが、水路や道路等の加工はしないため、支障はないと考えられます。次に農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であるかについてですが、当該農地は、過去に公共投資の対象となっておりません。以上のことから、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に基づく、計画の変更に必要な要件は満たしていると考えられます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の4番小柳委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

4番 現地は自分の家の近くなのでいつも見ているのですが、ずっと昔から畑としては使われていない場所です。新たに使用される方がそこを綺麗にして使用されるということです。周りは宅地の多いところですし、畑としてはもう使えないところかなと思います。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので、採決をいたします。本計画を変更することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本計画の変更は、適当である旨の回答をすることに決定いたします。続いて日程4、審査会2に移ります。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、事前に送付しております農用地利用集積計画(案)につきまして、周防大島町長より審査依頼が当委員会にあり、利用権の設定について本日お諮



りする次第です。内容をご説明いたします。告示予定日は令和4年4月1日です。新規2筆、3,033㎡、の利用権設定申出状況となっております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

はい、それでは只今の事務局の説明に、ご質問はございませんか。

(質問、意見なし)

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。本件に異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本件については異議のない旨の回答することに決定をいたします。続いて、日程5、報告事項1、公共事業の施行に伴う農地転用通知について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

はい、報告事項1、公共事業の施行に伴う農地転用通知についてご報告いたします。資料は23～26ページをご覧ください。No.1、申請人、借受人、山口県柳井市山口県柳井土木建築事務所、貸付人、周防大島町椋野●●●●、申請地、大字椋野、字法輪庵、地番●●●●、地目畑、面積1,271㎡、契約の内容は賃貸借による賃借権の設定、事業計画は椋野本川の災害復旧工事、その他参考として、借上期間は令和4年3月1日から令和4年6月30日までです。報告は以上です。

議長

ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。

(質問等なし)

特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。続いて、日程6、報告事項2、農地現況証明願による現況証明について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、報告事項2、農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。2件続けてご報告させていただきます。資料は27ページから32ページをご覧ください。No.1、申請人、周防大島町久賀●●●●、申請地、大字久賀、字平安、地番●●●●、登記地目畑、面積39㎡、現況確認日は令和4年2月8日、現況確認地目は非農地です。確認者は川地委員、小柳委員、中原委員、事務局3名です。備考として、宅地として利用されているため農地性は失われているという理由です。No.2、申請人、山口県岩国市●●●●、

申請地、大字浮島、字柳、地番●●●●、登記地目畑、面積 67 m<sup>2</sup>、他 2 筆、現況確認日は令和 4 年 2 月 15 日、現況確認地目は非農地です。確認者は田中委員、角井委員、廣岡委員、事務局 3 名です。備考として平成 30 年 7 月豪雨災害時の土砂崩れにより農地性は失われているという理由です。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。

(質問等なし)

特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。続いて、諸連絡について、事務局よりお願いします。

事務局 次回総会開催日は令和 4 年 4 月 15 日、資料の送付は令和 4 年 4 月 5 日を予定しております。諸連絡は以上です。

議長 では、以上をもちまして第 76 回周防大島町農業委員会総会を閉会いたします。長時間の審議、ご苦勞様でした。

上記は、令和4年3月15日開催の第76回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和4年4月15日

周防大島町農業委員会会長\_\_\_\_\_印

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員\_\_\_\_\_印

周防大島町農業委員\_\_\_\_\_印